

令和5年4月20日  
山形県新型コロナウイルス  
感染症に係る危機対策本部

事業者各位

山形県新型コロナウイルス感染症に係る危機対策本部  
本部長 吉村 美栄子

新型コロナウイルス感染症の感染法上の位置づけ変更に伴う  
今後の医療提供体制及び感染対策の考え方等について（依頼）

日頃から新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に多大な御尽力を頂き、厚く  
お礼申し上げます。

この度、令和5年5月8日から、新型コロナウイルス感染症の感染法上の位置づ  
けが5類感染症に変更されることに伴い、別添のとおり、令和5年5月8日以降の  
「医療提供体制」及び「感染症法上の位置づけ変更後の感染対策の考え方」を決定し  
ました。

また、政府対策本部廃止の日をもって「山形県新型コロナウイルス感染症に係る  
危機対策本部」を廃止し、併せて、下記の実施について終了することを決定した  
ところです。

事業者の皆様には、このことを御承知いただくとともに、趣旨を御理解のうえ、  
適切に御対応いただきますようお願いいたします。

記

- 本県における新型コロナ対応の目安
- 県民の皆様及び事業者の皆様へのお願い
- 山形県「新・生活様式」宣言
- イベント等の開催に関する基本方針
- 山形県新型コロナ対策認証制度
- 新型コロナ対策宣言店応援事業